

**「生涯現役クリエイティブセンター設置運営事業」
業務委託に関する質疑・回答**

〔募集要領に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	使用印鑑届は任意様式か。	<p>使用印鑑届については、正当な代表者から押印（例えば法人の場合、<u>法人印と代表者印</u>、<u>法人印と代表者個人の認印</u>又は<u>法人名の入った代表者印</u>のいずれか）した書面により知事宛て届け出ていただければ様式について指定するものではないが、提案者において規定の様式等を持たない場合は、別添の様式を参考にされたい。</p> <p>なお、提出いただいた書類に不足等があれば、京都府から修正を依頼する場合がある。</p>

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	<p>仕様書3業務の主たる実施場所の賃借料について、事業費として負担すべき金額を示されたい。</p> <p>また、京都経済センターのセミナールームを研修に使用する際、割引等の適用はあるか。</p>	<p>賃借料はひと月あたり10万円＋税となる見込みである。</p> <p>なお、京都経済センターの入居団体については、センター内の会議室等の使用料が割引かれる場合があるので、センターの貸会議室使用規約等を参照されたい。</p>
2	<p>仕様書6（4）在職者等向け研修実施業務について、「研修の提供機関は大学とする。」とあるが、研修の提供機関を原則として大学としている背景は何か。</p> <p>また、研修提供大学については、既に京都府で調整ができていいる大学があるのか、あるいは受託事業者がはじめから開拓することになるのか。</p>	<p>主な研修提供機関を大学としている背景としては、既に経験・知識を豊富に有しているミドル・シニア層の在職者に対しても効果的かつ高度でアカデミックな研修を提供できる機関であるという点がある。</p> <p>ただし、大学以外にも同程度の効果を見込むことができると判断する場合には、企業経営者等の実務者や民間研修機関の講師等による研修を実施して差し支えない。</p> <p>研修提供大学について、京都府では令和2年度にセンター開設に向けたモデル研修を実施しており、当該事業に協力いただいた大学との連携状況については受託事業者にお示し</p>

		<p>する予定としている。</p> <p>ただし、研修の実施に当たっては、令和2年度の協力大学に限らず、さらに多くの大学から協力を得ることが不可欠であることから、提案時においては、大学の新規開拓に向けた方策等について、積極的に検討されたい。</p>
3	<p>仕様書7の人員体制について、センターに職員が常駐する状況を維持できるのであれば、1人の職員を専任とするのではなく、複数名が交代で勤務する体制をとることとして差し支えないか。</p>	<p>配置する人員については、専任を必須としているものではなく、提案者において仕様に記載の業務を円滑に遂行することができると判断する体制を提案して差し支えない（ただし全ての担当者を明示するとともにその役割を明確にすること）。なお、人員体制については事業者選定時の評価の対象となる。</p>
4	<p>仕様書7（1）責任者について、資格要件はあるか。</p>	<p>責任者に係る資格要件はない。</p>
5	<p>仕様書7（3）企業アドバイザーについて、基本的には企業アドバイスの経験がある者（特に資格等は有しない者）が担当することとし、必要に応じて企業診断士等の有資格者から助言等を仰ぐ体制として差し支えないか。</p>	<p>提案者において仕様に記載の業務を円滑に遂行することができると判断する体制を提案して差し支えない。なお、上記3にも記載のとおり人員体制については事業者選定時の評価の対象となる。</p>